

「社会福祉法の改正」及び「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」（令和 2 年 4 月 1 日～）に伴い行わなければならないこと等について

1 すみやかに行う必要があること

（1）届出とこれに伴う運営規程、契約書等の作成

- ア 新たに無料低額宿泊所を開始しようとする事業者は、事業開始前に届出を行う必要があります。
- イ 既に届出を行っている施設の事業者も、令和 2 年 4 月末までに、改めて届出を行わなければならないなりません。
- ウ 届出の際、運営規程、契約書等を作成して添付しなければなりません。
- エ 届出を行う前に、保護課と協議してください。協議は 3 月中から行うことができます。

⇒ 様式の市HPへの掲載

届出書等の様式は、既に電子メールでお送りしておりますが、千葉市HPの以下の頁に掲載しましたので、ご活用ください。
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/h28-muteisaikai.html>

※ 千葉市HP > 市政全般 > 組織案内 > 組織から探す > 保健福祉局 保護課 > 無料低額宿泊事業の届出について

（2）居室面積等の改善

ア 居室面積の改善

- （ア）4 月以降の新規施設の居室面積は 7. 4 3 m²以上なければなりません、それより前から無料低額宿泊所の事業を行ってきた既存施設の居室面積は、「居室面積改善計画書」を保護課に提出することで、4. 9 5 m²以上あればよいこととなります。
- ※ 既存施設であっても、4. 9 5 m²未満の居室は使用することができません。

- （イ）なお、簡易居室（いわゆる間仕切り部屋）の改善には 3 年の猶予期間が認められますが、その居室面積が 4. 9 5 m²未満である場合は、（ア）により 4 月以降の使用ができなくなります。

※ 簡易個室（間仕切り部屋）とは、次の①②の要件のいずれかを満たしていない部屋をいいます。

① 間仕切り壁が、天井まで達している堅固なものである。

② 居室の扉は、堅固なもので、居室ごとに設け、屋外・廊下又は広間のいずれかに直接面している。

イ エアコン、窓等の共有の改善

- （ア）複数の居室でエアコン、窓、照明などを共有している場合は、すみやかに改善する必要があります。
- （イ）特に、間仕切り壁で仕切られている 2 つの居室が窓を共有している場合は、窓の鍵を共有することで設けられている「間仕切り壁と窓との間の空間」をふさいだ上で、それぞれの居室で別々に鍵をかけることができるような改修もしなければなりません。

(3) 非常災害対策計画書の作成

ア 災害時の対応（責任者、自衛消防組織、関係機関との連絡など）、日常時の対応（法定点検、従業員などの守るべき事項、地震対策、教育、訓練など）、その他（緊急連絡先、避難経路図など）について記載した「非常災害対策計画書」を作成しなければなりません。

イ 消防法施行令第3条の2第1項に規定する消防計画を定めている場合は、これをもって「非常災害対策計画書」とすることができますので、その作成例として掲載されている千葉市消防局予防部予防課のHPの「消防計画作成例（小規模）飲食店用」を作成のイメージとしてご活用ください。

https://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/yobo/documents/shoboikeikakureisyoukiboinsyokuten_1.pdf

2 今後の施設運営で大きく変わる点等

(1) 書式

運営規程、契約書等の書式が変わります。

(2) 契約締結前の重用事項説明

ア 契約締結前には、施設概要、提供するサービスの内容、職員体制等を説明し、重要事項説明書を交付しなければなりません。

イ 7.43㎡に満たない居室の場合は、その旨を説明しなければなりません。

(3) 契約

契約は、「居室利用の契約」と「食事提供等のサービス提供の契約」を分けて締結しなければなりません。

(4) 長期入居防止

ア 契約期間（1年以内）の終了前に、本人の意向を確認するとともに、入居者が継続して施設を利用する必要性について福祉事務所と協議しなければなりません。

イ 無料低額宿泊所は基本的には一時的な居住の場であることを考慮して、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には退去に向けて必要な支援をしなければなりません。

(5) 施設長の資格

ア 施設長は「専任」です（⇒他の施設の施設長を兼務することはできません）。

イ 施設長は、次のいずれかを満たす者でなければなりません。

① 社会福祉法19条に定める「社会福祉主事」の要件のいずれかを満たす者

- (1) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- (3) 社会福祉士
- (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ⇒ 精神保健福祉士

② 社会福祉事業に2年以上従事した者

③ 厚労省が定める「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者

(6) 利用料

利用料は、次に掲げる費用しか受領することができず、算定根拠を説明できるようにしなければなりません。

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 居室使用料
- ③ 共益費
- ④ 光熱水費
- ⑤ 日用品費
- ⑥ 基本サービス費（入居者の状況把握、軽微な生活上の相談等を行うための費用）

(7) 金銭管理

ア 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とします。通帳、キャッシュカード、印鑑等を預かることもできません。

イ ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者について、本人の安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練等のために必要がある場合であって、本人が施設による金銭の管理を希望するときは、例外的に、次の要件を満たす場合にのみ、金銭管理を行うことができます。

- ① まずは、成年後見人制度の活用などを検討すること。
- ② 無料低額宿泊所が管理する金銭は、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- ③ 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- ④ 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- ⑤ 金銭等の管理に関する契約を締結すること。
- ⑥ 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- ⑦ 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

- ⑧ 当該入居者が退居する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- ⑨ 金銭等の管理規程を定めること。
- ⑩ ⑨の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- ⑪ 入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時に福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- ⑫ 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

ウ 預金通帳、キャッシュカード、印鑑等の保管について、例えば事務所内に個人ごとに鍵付きの貴重品用ロッカー等を用意し、入居者自身が自由に取り出しできるような保管形態であれば金銭管理には当たりませんが、事業者側が預かり、入居者が取り出す際に事業者側への申出が必要な形態で保管されている場合は、事業者側が金銭等の出納に関与していなかったとしても、金銭管理に当たりますので、ご注意ください。

(8) 公表、掲示等

ア 公表しなければならないもの(事務所に備え置き、要望があったら誰にでも閲覧に供する)

- ① 運営規程
- ② 貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類

イ 施設に掲示しておかなければならないもの

- ① 運営規程の概要
- ② 職員の勤務の体制
- ③ 利用料その他サービスの選択に必要な事項
- ④ 苦情対応手順等苦情に対応するために講ずる措置の概要

(9) その他

ア 文書は、5年間保存しなければなりません。

イ 1日1回、入浴の機会を提供しなければなりません。

ウ 職員は、入居者数や提供するサービスの内容に応じた適正人数を配置しなければなりません。職員の処遇については、労働基準法等を遵守してきちんと雇用契約を締結しなければなりません。

※ 住み込みの勤務を行う場合等は勤務実態に応じて労働基準監督署から断続的労働の許可を得るなどしなければなりません。

エ 避難訓練を、年1回以上行わなければなりません。

3 今後変わっていくこと

(1) 住宅扶助の基準の変更が国において検討されています。

ア 居室面積による減額（令和3年10月から）

家賃分の生活保護費である住宅扶助費（上限41,000円）について、令和3年10月から、無料低額宿泊所であっても、他のアパート等と同様に面積による減額措置が講じられることが国において検討されています。

面積	6㎡以下	7㎡～10㎡	11㎡～15㎡
減額率	▲30%	▲20%	▲10%

※ 面積は壁芯計算によるものとし、1㎡未満は切り上げとなる。

※ 台所（利用者への食事提供のための給食設備を含む）、浴室（浴槽がある場合に限る。）、トイレのいずれの設備（共用でもよい）もある場合は、居室以外の専有面積が8.5㎡あるものとみなし、居室の床面積（専有部分に限る。）に8.5㎡を加えた面積を当該居室の床面積として取扱うことができる。

イ 簡易個室であることによる減額

簡易個室（間仕切り部屋）について、段階的に住宅扶助費の減額措置が講じられることも、国において検討されています。

① 令和3年4月～令和4年3月

面積	4.95㎡未満	4.95㎡以上 7.43㎡未満	7.43㎡以上
減額率	▲30%	▲20%	▲10%

② 令和4年4月～令和5年3月

面積	4.95㎡未満	4.95㎡以上 7.43㎡未満	7.43㎡以上
減額率	▲40%	▲30%	▲20%

(2) 日常生活支援住居施設の制度が始まります（令和2年10月から）。

次のアのような要件を満たす優良な無料低額宿泊所は、事業者からの申請を受けた上で「日常生活支援住居施設」として市に認定され、市から委託を受けて「単独での居住が困難で日常生活上の支援を受ける必要がある者」に対する日常生活上の支援を行い、市から委託料の支払いを受けることができる制度が、国において検討されています。

ア 「日常生活支援住居施設」として認定される主な要件

- ① 条例の基準をすべて満たしている。
- ② 入居者15人に対して1人以上の職員を配置している。（常勤換算方法による配置数）

イ 施設が市からの委託を受けて行う支援の内容

単独での居住が困難で日常生活上の支援を受けると市が判断する者を受け入れ、個別支援計画を立てて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

ウ 委託料

入居者1人につき1月約25,000円（国において検討中）

※ 上記(1)(2)につきましては、国においてまだ明確に決まっていない段階にあるため、このことについてのご質問は国から明確に示された後にお受けしたいと考えております。